

第58回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

- 業務の適正を確保するための体制に関する事項

連結計算書類

- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社 野村総合研究所

業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社会、お客様、社員、取引先、株主等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うための仕組みがコーポレート・ガバナンスであるとの認識に立ち、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

(1) ステークホルダーとの協働

当社は、ステークホルダーの利益を尊重し、ステークホルダーと適切に協働する。特に株主に対しては、その権利が実質的に担保されるよう適切な対応を行うとともに実質的な平等性を確保する。

(2) 情報開示とコミュニケーション

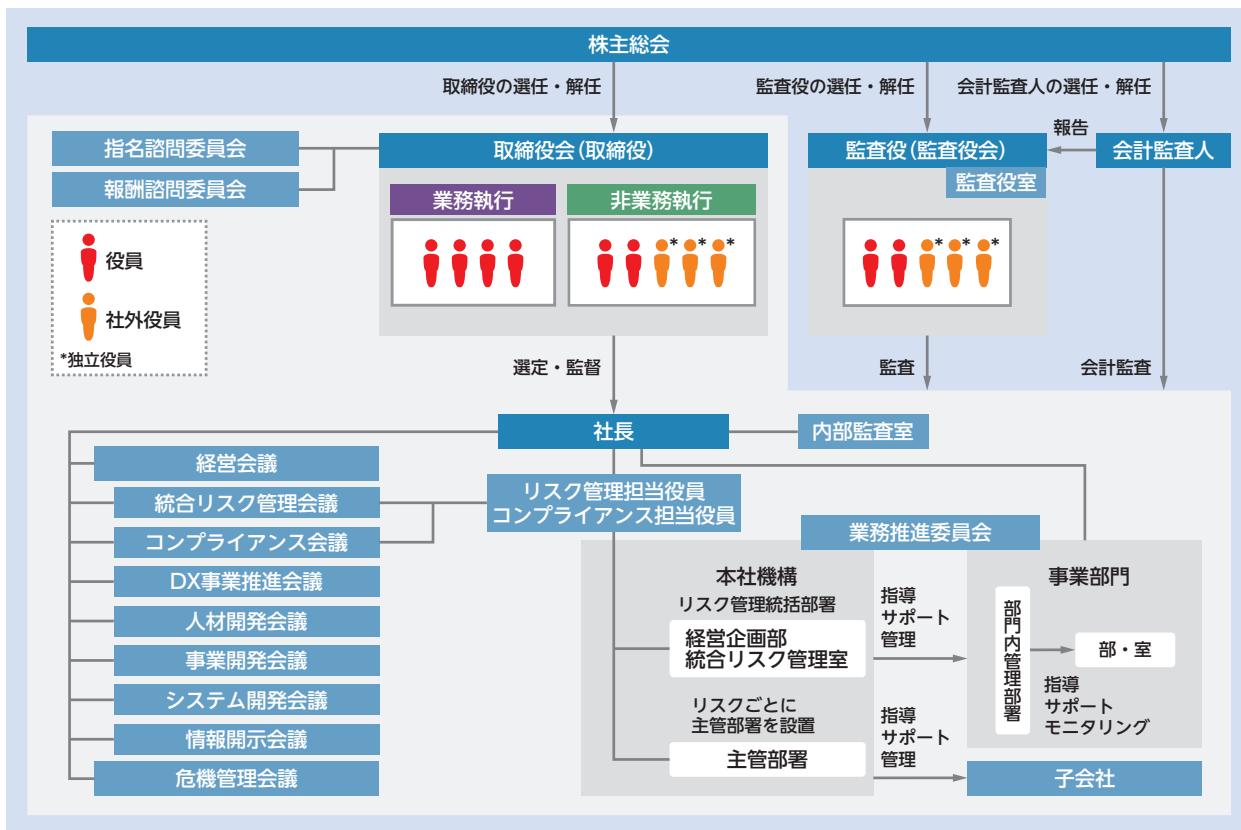
当社は、法令及び東京証券取引所の規則で定められている情報、並びにステークホルダーに当社を正しく理解してもらうために有用な情報を、迅速、正確かつ公平に開示し透明性を確保するとともに、株主との間で建設的な対話を行う。

(3) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役会制度を基礎として、独立社外取締役・独立社外監査役を選任するとともに、構成員の過半数を独立社外取締役とする取締役会の諮問機関を設置することにより、経営監督機能を強化する。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

(2023年3月31日現在)



(注) 「NRIコーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト (<https://www.nri.com/jp/company/governance>) でご覧いただけます。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、「顧客の信頼を得て、顧客とともに栄える」、「新しい社会のパラダイムを洞察し、その実現を担う」という2つの企業使命を掲げ、その実践を通して広く経済社会の発展に貢献することを基本理念としている。

当社は、この基本理念の下、グループ一体となって企業価値の向上及び透明性の高い効率的な経営を実現するため、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。これらの方針は、原則として当社グループに共通に適用するものである。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する企業行動原則及びビジネス行動基準を定める。
 - ② 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、最高倫理責任者、コンプライアンスに関する会議体及び担当役員を置く。担当役員の下、主管部署は、当社グループの取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
 - ③ 事業部門及び子会社にはコンプライアンス担当者を置き、各事業部門等に固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

- ⑤ 当社グループの事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - ⑥ 前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
 - ⑦ 内部監査部署は、当社グループの法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
 - ③ 内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社グループ全体のリスク管理に関する規程を定め、リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - ② 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署においてリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

- ③ 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を基本的指針に定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
 - ④ 上記②、③のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
 - ⑤ 内部監査部署は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループ各社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ② 当社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な執行と監督機能の強化を図る。
 - ③ 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ④ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
 - ⑤ 内部監査部署は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、情報開示に関する会議体及び担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - ② 内部監査部署は、当社グループの財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社に報告する。
 - ② 子会社は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役(監査役会)直轄の専任部署を置く。
 - ② 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査役に報告する。
 - ③ 前記(1)⑤のコンプライアンス・ホットラインへの通報に関しては、原則全件コンプライアンス担当役員及び監査役に報告するものとする。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

① 当社グループの倫理・コンプライアンス体制については、その実効性を確保するため、最高倫理責任者及びコンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス会議を設置した上で、コンプライアンスに関する規程を定めています。「NR Iグループ企業行動原則」、「NR Iグループビジネス行動基準」等を記載した『RULE BOOK』を作成して全役職員に配布し、リスク管理、コンプライアンス等に関する研修や啓発活動を継続的に実施することで、その定着と実効性の向上を図っています。

当年度は、コンプライアンス会議を2回開催しました。

② 反社会的勢力に対しては、取引を含め一切の関係を持たないことを基本方針として「NR Iグループビジネス行動基準」に定めており、主管部署が情報収集及び取引防止に関する管理・対応を行っています。

③ 当社グループは、法令違反の早期発見及び未然防止を目的に、通報窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を社内と社外に設けています。また、公益通報運用規程において、通報者が不利益を受けない旨を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

文書管理規程を定め、文書の管理責任者、保存・廃棄等に関する基準を定めています。文書の管理責任者は、保存・貸出・移管・廃棄等の管理方法を定めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

① 当社グループ全般のリスク管理のため、リスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部署として経営企画部を設置しています。経営企画部は、リスク管理の枠組みの構築・整備、リスクの特定・評価・モニタリング及び管理体制全般の整備等を実施しています。

② 統合リスク管理会議を開催して全社的な内部統制の状況を適宜点検するとともに、各事業部門並びに子会社が出席する業務推進委員会を通じて内部統制システムの定着を図っています。

当年度は、統合リスク管理会議を2回開催しました。

- ③ 事業活動に伴う主要リスクに対しては、リスクごとに主管部署を定めており、必要に応じて専門性を持った会議で審議し、主管部署が事業部門と連携して適切な対応を講じています。
- ④ 大規模災害、感染症、大規模障害、事業や業務遂行に関わる事件・事故に備えて、初動体制と行動指針をまとめたコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)を策定しています。事前対策や訓練を重ね、より円滑な事業継続に向けた体制の構築や必要なインフラの整備を行うなど、危機管理体制の整備・強化に取り組んでいます。
当年度は、大規模障害を想定した全社的な訓練を5回実施しました。
- ⑤ 危機発生時における迅速な体制の整備と支援等に関する事項を審議するため、危機管理会議を設置し、運用しています。
当年度は、危機管理会議事務局会を35回開催し、新型コロナウイルス感染症への対応を審議しました。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ① 当社グループ各社の取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。当社では業務執行の権限及び責任を大幅に執行役員及び経営役に委譲しており、取締役会は専ら全社レベルの業務執行の基本となる意思決定と業務執行の監督を担当しています。
また、事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一のため、代表取締役を中心に執行役員等が参加する経営会議を開催し、経営全般の重要事項の審議を行っています。
取締役会及び経営会議の開催に当たっては、審議資料を会議参加者が事前に閲覧し、会議での効率的な議論ができるようにしています。
当年度、当社は取締役会を14回、経営会議を53回開催しました。
- ② ITシステムの主管部署として情報システム部を設置しており、経営の効率化及び内部統制が有効に機能することを目的として、ITシステムの整備を進めています。
当年度は、グループ共通認証基盤の構築や、グループITガイドラインの策定など、NR1グループ全体の情報共有基盤統制高度化を進めました。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
開示書類の一層の信頼性向上のため、情報開示会議において、計算書類や有価証券報告書等の作成プロセスやその適正性の確認を行っています。
当年度は、情報開示会議を9回開催しました。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 子会社の経営・財務の状況を把握するため、主管部署は月次決算資料、取締役会議事録等を求め、重要な事項は当社取締役会に報告しています。
 - ② 子会社は重要事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、主管部署が子会社を指導しています。
- (7) 内部監査部署による業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 社長直属の組織である内部監査室が、リスク管理体制やコンプライアンス体制等の有効性等について、当社グループの監査を行っています。
 - ② 内部監査室の監査結果は社長に報告され、是正・改善の必要がある場合には、経営企画部、主管部署及び事業部門が適宜連携し、改善に努めています。
 - ③ 内部監査室は、会計監査人との間で内部監査の実施計画や結果に関して定期的に意見交換を行い、連携を図っています。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ① 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査職務を支援する監査役室を設置しています。監査役室の人事については、代表取締役又は人事担当役員が監査役室の独立性に留意し監査役と協議し決定しています。
 - ② 監査役は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、当社の内部監査部門である内部監査室から内部監査結果の報告を受けるなど、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を進めています。
 - ③ 監査役は、各種規程の遵守状況のモニタリング結果等の内部統制の状況に関する報告を、経営企画部から適宜受けています。
 - ④ 監査役費用については、監査役監査規程に基づき、監査役の職務執行に必要な予算を計上し、会社に請求しています。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に請求しています。
 - ⑤ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて役職員に対して報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っています。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率、1株当たりの数値、平均年齢及び平均勤続年数は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

連結持分変動計算書

(ご参考)前連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円、単位未満切捨て)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合 計		
2021年4月1日残高	21,175	26,696	278,675	△15,027	18,975	330,495	2,711	333,206
当期利益	-	-	71,445	-	-	71,445	347	71,792
その他の包括利益	-	-	-	-	11,720	11,720	67	11,787
当期包括利益合計	-	-	71,445	-	11,720	83,165	415	83,580
配当金	-	-	△22,649	-	-	△22,649	-	△22,649
自己株式の取得	-	△132	-	△60,003	-	△60,136	-	△60,136
自己株式の処分	-	623	-	6,220	-	6,844	-	6,844
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	1,239	495	-	-	-	1,735	-	1,735
利益剰余金から 資本剰余金への振替	-	594	△594	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	1,954	-	△1,954	-	-	-
その他	-	-	-	-	△94	△94	△0	△94
所有者との取引額等合計	1,239	1,580	△21,289	△53,782	△2,048	△74,300	△0	△74,300
2022年3月31日残高	22,414	28,277	328,830	△68,809	28,647	339,360	3,126	342,486

当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合 計		
2022年4月1日残高	22,414	28,277	328,830	△68,809	28,647	339,360	3,126	342,486
当期利益	-	-	76,307	-	-	76,307	189	76,496
その他の包括利益	-	-	-	-	4,201	4,201	84	4,286
当期包括利益合計	-	-	76,307	-	4,201	80,508	273	80,782
配当金	-	-	△25,396	-	-	△25,396	-	△25,396
自己株式の取得	-	△155	-	△20,000	-	△20,156	-	△20,156
自己株式の処分	-	△2,960	-	25,819	-	22,858	-	22,858
自己株式の消却	-	△56,713	-	56,713	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	1,229	838	-	-	-	2,068	-	2,068
利益剰余金から 資本剰余金への振替	-	60,162	△60,162	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	2,192	-	△2,192	-	-	-
その他	-	-	△95	-	△142	△237	-	△237
所有者との取引額等合計	1,229	1,170	△83,461	62,532	△2,334	△20,863	-	△20,863
2023年3月31日残高	23,644	29,447	321,676	△6,277	30,514	399,006	3,399	402,406

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループ(当社及び連結子会社をいう。以下同じ。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

子会社92社全てを連結しています。

主要な連結子会社名

NRI ネットコム(株)、NRI セキュアテクノロジーズ(株)、NRI データ i テック(株)、NRI プロセスイノベーション(株)、NRI システムテクノ(株)、(株)だいこう証券ビジネス、(株)DSB 情報システム、NRI デジタル(株)、日本証券テクノロジー(株)、Nomura Research Institute Holdings America, Inc.、Convergence Technologies, Inc.、Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited、NRI Australia Holdings Pty Ltd、NRI Australia Limited、Australian Investment Exchange Limited、SQA Holdco Pty Ltd

当年度に、5社を新たに連結の範囲に含め、5社を連結の範囲から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数：11社

主要な持分法適用会社名

丸紅ITソリューションズ(株)、上海菱威深信息技术有限公司、(株)ウエルス・スクエア、KDDI デジタルデザイン(株)

当年度に、株式取得により1社を新たに持分法適用の範囲に含め、1社を持分法適用の範囲から除外しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産を、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産、公正価値で測定する金融資産の各区分に分類しています。償却原価で測定する金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は、発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産は、契約当事者となった取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からの便益を受領する権利が消滅した場合、権利を譲渡した場合、又は実質的に全てのリスクと経済価値が移転した場合に、認識を中止しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類していません。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に係る取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、当初認識時に取引価格で測定していません。

公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。公正価値で測定する資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定し、当該指定を継続的に適用しています。また、償却原価で測定する金融資産の要件を満たさない負債性金融商品は、次の条件がともに満たされる場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。それ以外の負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却を目的とした事業モデルに基づき、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は、各報告期間の末日における公正価値で測定し、その変動額は、金融資産の

分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。なお、資本性金融商品からの配当金は、金融収益として純損益で認識しています。

(2) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産は、各報告期間の末日における予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、各報告期間の末日において各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しています。当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、過去の実績や信用格付を基礎として、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。なお、信用リスクの著しい増大を示す客観的証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、債務者又は発行企業が破産する兆候等が挙げられます。

ただし、営業債権及び契約資産は、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しています。

金融資産の予想信用損失は、契約に従って支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

また、債務者の重大な財政状態の悪化、債務不履行による契約違反等、見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が発生した場合には、信用減損が生じているものと判断しています。

金融資産の全部又は一部について回収ができない場合又は回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしています。また、金融資産の全部又は一部について回収の合理的な見込みがないものと判断される場合には、当該金融資産の全部又は一部の帳簿価額を直接償却しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益として認識しています。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益として認識しています。

(3) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債をその当初認識時に償却原価で測定する金融負債、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の各区分に分類しています。

非デリバティブ金融負債のうち社債及び借入金等は、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は、契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効した場合に、金融負債の認識を中止します。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時において公正価値から直接起因する取引費用を控除して測定しています。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定し、償却額は金融費用として純損益で認識しています。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しています。当初認識後は、公正価値で測定し、その変動は当期の純損益として認識しています。

(4) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジを実行するに当たってのリスク管理目的及びヘッジされたリスクに係る戦略を文書化しています。当該文書は、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ有効性の評価方法、非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法等を含んでいます。

当社グループは、ヘッジ指定以降、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。デリバティブは、公正価値で当初認識するとともに、当初認識以後も公正価値で測定し、その変動は次のとおり会計処理しています。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は、純損益として認識しています。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合及びヘッジ指定を取り消した場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分をその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に累積しています。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。予定取引のヘッジがその後において、非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合は、ヘッジ対象である非金融資産の取得原価の測定に含めています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合及びヘッジ指定を取り消した場合は、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。予定取引の発生が見込まれない場合は、その他の包括利益に認識した金額を、直ちにその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しています。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分をその他の包括利益として認識し、非有効部分を純損益として認識しています。

在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に累積された金額を純損益に振り替えています。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

(5) 売却目的で保有する資産

非流動資産(又は処分グループ)の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該非流動資産(又は処分グループ)を売却目的保有に分類しています。売却目的保有へ分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なことを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られています。

売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っていません。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、主に定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	: 3~50年
機械及び装置	: 5年
工具、器具及び備品	: 2~20年

なお、減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各報告期間の末日に見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

なお、土地及び建設仮勘定は償却していません。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは子会社の取得時に認識しています。

のれんは償却を行わず、少なくとも年に1回及びのれんを配分した資金生成単位(以下「CGU」という。)に減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しています。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しています。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。

主な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア	:	5年
顧客関連資産	:	2~15年
商標権	:	10年

なお、耐用年数を確定できる無形資産の償却方法及び見積耐用年数は、各報告期間の末日に見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

③ 研究開発費

研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しています。開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産として認識しています。当社グループでは、主に共同利用型サービス及びアウトソーシングサービスで稼働するソフトウェアの開発を行っています。

無形資産として認識した開発費の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。また、償却方法及び見積耐用年数については、②無形資産に記載のとおりです。

(8) リース

当社グループは、契約時に、当該契約がリースであるか否か、又は当該契約にリースが含まれているか否かを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースである又は当該契約にリースが含まれていると判断しています。

当社グループは、リースの開始日にリース負債と使用権資産を認識しています。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で測定しています。現在価値の測定に使用する割引率は、リースの計算利率が容易に算定できないため、当社グループの追加借入利率を用いています。リース料は、実効金利法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しています。金利費用は金融費用として純損益で認識していません。

使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整した額で測定しています。使用権資産は、リースの開始日から見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたり、定額法で減価償却しています。

なお、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額であるリースは、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり、定額法で費用として認識しています。少額資産は、少額のIT機器及び少額の事務所備品等の資産で構成されています。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日に、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産、契約資産を除く非金融資産の帳簿価額が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっています。個別の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小のCGUごとに回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、少なくとも年に1回又は減損の兆候が存在する場合はその都度、回収可能価額の見積りを行っています。

資産又はCGUの回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としています。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。

資産又はCGUの回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、当該資産又はCGUの帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失は直ちに純損益として認識しています。

のれん以外の資産は、各報告期間の末日に、過年度に認識した減損の戻入れの兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候が存在する場合には、当該資産又はCGUの回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が資産又はCGUの帳簿価額を超える場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、過年度に減損損失を認識しなかった場合に、戻入れが発生した時点まで償却又は減価償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。

(11) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付及び短期従業員給付が含まれます。退職後給付は、確定給付制度又は確定拠出制度として支払われています。

① 確定給付制度

確定給付制度に関連する負債又は資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で認識しています。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人が予測単位積増方式を用いて算定しています。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の優良社債の利回りに基づいています。

数理計算上の差異は、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

なお、当期の勤務費用及び過去勤務費用は純損益として認識し、純利息額は確定給付債務の純額に割引率を乗じた額を純損益として認識しています。

確定給付制度の変更があった場合、制度の変更及び清算に伴い生じた利得又は損失は、制度を変更又は清算した時点で、過去勤務費用及び清算損益として純損益で認識しています。

② 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、拠出した時点で従業員給付費用として純損益で認識しています。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で従業員給付費用として純損益で認識しています。賞与及び有給休暇費用は、従業員による勤

務の提供に応じて、当社グループの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しています。

(12) 株式に基づく報酬

① 持分決済型の株式に基づく報酬

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。ストック・オプションと譲渡制限付株式は、付与日における公正価値を見積もり、権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を純資産の増加として認識しています。

② 現金決済型の株式に基づく報酬

当社グループは、従業員に対する現金決済型の株式に基づく報酬制度として、信託型従業員持株インセンティブ・プラン及びファントム・ストック制度を導入しています。信託型従業員持株インセンティブ・プラン及びファントム・ストック制度は、付与日において、発生した負債の公正価値を測定し、権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を負債の増加として認識しています。また、付与日以降も各報告期間の末日ごとに負債の公正価値を測定し、再測定による公正価値の変動を権利確定期間にわたり純損益として認識し、同額を負債の増加又は減少として認識しています。

(13) 収益

① 収益の認識方法

当社グループは、下記の5ステップアプローチにより収益を認識しています。(I F R S 第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等や I F R S 第16号「リース」に基づく受取りリース料を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

顧客との契約における履行義務の識別

当社グループは、コンサルティングサービス、開発・製品販売、運用サービス、商品販売に関わる顧客との契約から収益を認識しています。これらの契約から当社グループは、別個の約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を配分しています。

当社グループは、約束された財又はサービスが別個のものである場合、すなわち、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であ

り、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる場合、区分して会計処理しています。

顧客との契約における履行義務の識別の単位は、当社グループが内部管理目的で利用するプロジェクトの単位と概ね一致します。

取引価格の算定

当社グループは、取引価格を算定するに当たり、受注金額を基礎として、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重大な金融要素の存在、現金以外の対価及び顧客に支払われる対価からの影響を考慮しています。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

製品・サービスの種類ごとの収益の認識・測定方法

(a) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの主な内容は経営・事業戦略及び組織改革等の立案・実行を支援する経営コンサルティングのほか、ITマネジメント全般にわたるシステムコンサルティングです。

上記に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。

(b) 開発・製品販売

開発・製品販売のうち、開発の主な内容は、システム開発(設計・開発・テスト工程を含む一連の工程)及びシステム保守(機能追加・機能改善・システム維持管理等)です。また、製品販売の主な内容は、当社グループが独自に開発したパッケージソフトの販売です。

開発に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。製品販売に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

(c) 運用サービス

運用サービスの主な内容は、アウトソーシングサービス(顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・PC・ネットワーク等インフラの管理等)、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記に係る収益は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。

(d) 商品販売

商品販売の主な内容は、ハードウェア(サーバ、ストレージ等)の販売及びソフトウェアの販売です。

上記に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

② 契約資産及び契約負債

契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものです。

(14) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しています。各報告期間の末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、各報告期間の末日の為替レートで機能通貨に換算しています。取得原価に基づき測定する外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、各報告期間の末日の為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体における外貨建財務諸表を表示通貨に換算するに当たって生じた差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 有形固定資産の耐用年数、残存価額及び減価償却方法

耐用年数の決定に当たっては、当該資産について予想される使用量、予測される物理的自然減耗、技術的又は経済的陳腐化、及び資産の使用に対する法的又は類似の制約という要因を全て考慮して決定します。残存価額は資産処分によって受領すると現時点で見込まれる、処分コスト控除後の価額を見積もっています。減価償却方法は、固定資産の種類ごとに、資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンを反映するものを選択しています。これらは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果により、減価償却額及び償却額に重要な修正を生じさせるリスクがあります。

当連結会計年度に計上した有形固定資産は42,114百万円です。

② 非金融資産の減損

非金融資産に係る減損テストにおいては、CGUを識別した上で、当該CGUにおける売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を回収可能価額として算定しています。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となるCGUの使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ42,114百万円、31,877百万円、237,283百万円です。

③ 確定給付制度債務の測定

確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これら前提条件は、金利変動の市場動向、人口統計に関する指標等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ89,710百万円、7,086百万円です。

④ 株式報酬について

信託型従業員持株インセンティブ・プランを通じて認識された負債はモンテカルロ・シミュレーションを適用して、株式増価受益権の公正価値で測定されています。モンテカルロ・シミュレーションは、各報告期間の末日における当社株式の予想ボラティリティ及び信託期間満了日までの従業員による持株会への予想拠出額など、高度な判断を要する様々な仮定を伴うものです。これらのオプション及び株式増価受益権の公正価値の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、公正価値の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した株式に基づく報酬取引から生じた負債及び株式に基づく報酬取引から生じた費用の金額は、それぞれ1,820百万円、411百万円です。

⑤ 収益認識

収益を一定期間にわたり認識する場合のうち、契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一の役務が継続して提供される取引以外は、次の2つの要素について信頼性をもって見積ります。

- ・履行義務に配分される取引価格
- ・報告期間の末日現在の進捗度

これらの2つの要素について信頼性をもって見積もることができる場合に、これに応じて報告期間の収益及び原価を認識しています。報告期間の末日現在の進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定し、未完成のプロジェクトに係る売上収益に対応する権利を、連結財政状態計算書上「契約資産」として計上しています。また、契約の見積総原価は顧客要請の変更等により、作業工数が当初の見積りから増減する場合があります。その結果、プロジェクトの進捗度が変動する可能性があります。特に情報システムの開発は、顧客要請の高度化・複雑化や完成までの諸要件の変更等により、作業工数が当初の見積り以上に増加することがあることから、契約資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した契約資産の金額は、55,980百万円です。

⑥ 繰延税金資産

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識していますが、当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としています。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当連結会計年度に計上した繰延税金資産の金額は、5,671百万円です。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 担保に供している資産

投資有価証券を、取引所への長期差入保証金の代用として92百万円、(株)日本証券クリアリング機構への清算基金の代用として305百万円、それぞれ差し入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金 343百万円

(注) 貸倒引当金は、主に営業債権及び契約資産に係るものです。

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 56,393百万円

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 593,652千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年 5月13日 取締役会	12,415	21	2022年 3月31日	2022年 5月30日
2022年10月27日 取締役会	13,031	22	2022年 9月30日	2022年11月30日

(注) 配当金の総額は、N R Iグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当額(2022年5月決議分34百万円、2022年10月決議分15百万円)を含んでいます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決 議	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年 5月18日 取締役会	13,608	利益剰余金	23	2023年3月31日	2023年6月2日

(注) 配当金の総額に含まれるN R Iグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当額はありません。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数 690千株
(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの自己資本管理に関する基本的な方針は、金融市場や商品流通市場を支える情報システムを担う社会的責任から、不測の事態が発生した場合でもサービスを継続するため、財務健全性を重視することです。その上で、資本の効率性を意識しながら、企業価値の継続的な向上と安定的な剰余金の配当等の株主還元を両立させることを目指します。

当社グループは、ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)を、収益性や事業における投下資本の運用効率を示す経営上の重要な指針の一つとしています。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。

① 信用リスク管理

信用リスクは、取引先及び金融機関の契約不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各事業部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めています。

デリバティブ取引の利用及び資金運用を目的とした預金の設定に当たっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っています。また、有価証券の購入に当たっては、有価証券の発行体の経営の健全性に十分留意し取引を行っています。

このほか、金融事業を営む連結子会社においては、信用取引貸付金及び営業貸付金がありますが、担保を設定すること等により、貸付先の信用リスクを低減しています。

上記リスク管理手続により信用リスクの未然防止又は低減を図っており、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有していません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、資金繰り見通しを策定し当社グループ全体の資金管理を行うほか、機動的かつ安定した調達先の確保等により、流動性リスクを軽減しています。

③ 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、機能通貨以外の取引から生じる金融資産及び金融負債等は為替の変動リスクに晒されていますが、主たる収益、費用は当該国の通貨建てで発生していることから、為替相場の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微です。

また、当社グループの在外営業活動体に対する純投資は、為替の変動リスクに晒されていますが、当社グループは、自己資本に対する複数の為替エクスポージャーの水準をモニタリングしつつ、外貨建借入金及び社債や為替予約を必要に応じて利用することで、機動的なヘッジが可能です。

④ 金利リスク管理

当社グループの有利子負債の殆どは社債であり、固定金利により調達されています。

一部の社債について、市場金利低下時に実質支払利息が増加するリスクがあるため、必要に応じて金利スワップをヘッジ手段として利用しています。現状において金利支払が当社グループに与える影響は軽微です。

⑤ 株価変動リスク管理

当社グループは、取引先との協力関係・提携関係等の維持・強化や事業開発を目的として、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に株式を保有しています。当該株式は、株価変動リスクに晒されていますが、個別銘柄ごとに保有の合理性を継続的に検証し縮減を進めています。また、当該株式は、全てその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に指定しており、株価変動が純損益に与える影響はありません。その他の包括利益への影響も軽微です。

⑥ デリバティブとヘッジ活動

当社グループのデリバティブ取引は、投機的な取引は行わず、為替変動リスクをヘッジすることを目的とした為替予約取引によるキャッシュ・フロー・ヘッジ及び社債に係る公正価値の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引による公正価値ヘッジです。また、在外営業活動体に対する純投資に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外貨建借入金及び社債や為替予約を用いて純投資ヘッジを適用しています。

なお、格付の高い金融機関とのみ取引を行うことにより、取引金融機関の信用リスクを軽減しています。また、取引の実行に当たっては、取引権限や取引対象等を定めた取締役会の決議に則り、取引を実行しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しています。

(2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりです。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権並びに営業債務及びその他の債務
主に短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に概ね近似しています。

社債及び借入金

社債は、市場価格又は取引金融機関から提示された価格を公正価値としています。

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。固定金利によるものは、元利金を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を、公正価値としています。

その他の金融資産及びその他の金融負債

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品のうち、上場株式の公正価値は、取引所の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値は、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等により算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用い、活発な市場での公表価格が入手できない場合は、取引金融機関から提示された価格に基づく適切な評価方法により見積もっています。

純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、純資産価値に基づく方法及びその他の適切な評価方法により見積もっています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のうち、企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、将来の業績等を考慮し、支払額を見積もり算定しています。

デリバティブの公正価値は、為替レート等の観察可能な市場データ及び取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。

(3) 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度末における、償却原価で測定する金融商品は次のとおりです。以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。なお、償却原価で測定する金融商品の公正価値は、レベル2に分類しています。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債(1年内償還予定含む)	141,881	139,439
長期借入金(1年内返済予定含む)	55,514	55,514

(注) 1. 社債には、1年内償還予定の社債が10,000百万円含まれています。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が4,669百万円含まれています。

(4) 経常的に公正価値で測定している金融商品

当連結会計年度末における、経常的に公正価値で測定している金融商品は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	計
資産：				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	35,964	－	8,821	44,786
負債性金融商品	－	4	－	4
純損益を通じて公正価値で 測定する負債性金融商品				
負債性金融商品	－	－	1,611	1,611
デリバティブ	－	1,724	－	1,724
計	35,964	1,729	10,433	48,127
負債：				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
条件付対価	－	－	3,504	3,504
デリバティブ	－	1,556	－	1,556
計	－	1,556	3,504	5,060

[収益認識に関する注記]

(1) 収益の分解

当社グループでは、「金融ITソリューション」及び「産業ITソリューション」の報告セグメントについて、顧客の業種に応じて、それぞれ「証券業」「保険業」「銀行業」「その他金融業等」、「流通業」「製造・サービス業等」の区分に分解しています。また、履行義務に関する情報は、「会計方針に関する事項」の「収益」に記載しています。

当社グループの各報告セグメントと顧客の業種区分との関連は次のとおりです。

	(単位：百万円)
コンサルティング	46,100
金融ITソリューション	328,576
証券業	141,541
保険業	77,039
銀行業	55,069
その他金融業等	54,926
産業ITソリューション	267,190
流通業	70,628
製造・サービス業等	196,562
IT基盤サービス	50,298
合計	692,165

(2) 契約残高

契約資産は、各報告期間の末日時点で全部又は部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない作業の対価に関連するものです。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。当連結会計年度において、契約資産の変動金額に重要性はありません。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コスト

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。なお、契約の獲得の増分コストは、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、当該コストを発生時に費用として認識しています。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 674円35銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 128円92銭 |
- (注) N R Iグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しています。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は670千株、期末株式数はありません。

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。なお、同日公表している「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の再導入について」においても、180億円を上限とする市場買付けを実施することを決議しています。株価への影響を考慮して、取得期間に差を設けます。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得株式の総数 | 20,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.38%) |
| (3) 取得株式の総額 | 50,000百万円(上限) |
| (4) 株式の取得期間 | 2023年5月17日から2023年11月30日 |
| (5) 株式の取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け(ただし、2023年5月29日から2023年7月27日までの間と当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)) |

(注) 自己株式には、N R Iグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません(以下、同じ。)

2023年3月31日時点の自己株式の保有	
発行済株式総数(自己株式を除く)	591,693,073株
自己株式数	1,959,169株

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の再導入)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)(以下「本プラン」という。)の再導入を決議しました。

1. 本プランの導入目的

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、長期経営ビジョン「NRI Group Vision 2030」の実現に向けた全社的な取組みを進め、当社の持続的成長を促すとともに、従業員の福利厚生の実現を図ることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、NRIグループ社員持株会(以下「持株会」という。)に加入する全ての従業員(連結子会社の従業員を含む。以下同じ。)を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「NRIグループ社員持株会専用信託V2030」(以下「本信託」という。)を設定し、本信託は、持株会が今後2年10か月間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、本信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われ、信託終了時点で本信託内に当社株式が残存した場合には、当該当社株式が残余財産として受益者適格要件を充たす者に分配されます。なお、当社は、本信託が当社株式を取得するために行った借入を保証することになるため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損等相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : N R I グループ社員持株会専用信託V2030
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者 : 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至る。)
- (5) 信託契約日 : 2023年5月29日
- (6) 信託の期間 : 2023年5月29日～2026年3月12日
- (7) 信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日(借入が完済された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者(但し、本信託契約の締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍又は役員への就任等によって会員資格を喪失したことにより持株会を退会した者を含む。)を受益者とします。

4. 本信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得株式の総額 : 18,000百万円(上限)
- (3) 株式の取得期間 : 2023年6月1日～2023年7月27日
- (4) 株式の取得方法 : 東京証券取引所における市場買付け

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、1株当たりの数値は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。

株主資本等変動計算書

(ご参考)前年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	21,175	17,373	-	17,373	570	833	275,604	277,009	△15,027	300,530	
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩										-	
新 株 の 発 行	1,239	1,239		1,239						2,479	
剰 余 金 の 配 当							△22,752	△22,752		△22,752	
当 期 純 利 益							68,246	68,246		68,246	
自己株式の取得									△60,003	△60,003	
自己株式の処分			△594	△594					6,220	5,626	
自己株式の消却										-	
利益剰余金から資本剰余金への振替			594	594			△594	△594		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	1,239	1,239	-	1,239	-	-	44,898	44,898	△53,782	△6,404	
当 期 末 残 高	22,414	18,613	-	18,613	570	833	320,503	321,908	△68,809	294,126	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	13,426	1,343	14,769	394	315,694
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					-
新 株 の 発 行					2,479
剰 余 金 の 配 当					△22,752
当 期 純 利 益					68,246
自己株式の取得					△60,003
自己株式の処分					5,626
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,954	△4,551	△2,596	△94	△2,691
当 期 変 動 額 合 計	1,954	△4,551	△2,596	△94	△9,095
当 期 末 残 高	15,381	△3,208	12,172	300	306,599

当年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨て)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	22,414	18,613	-	18,613	570	833	320,503	321,908	△68,809	294,126	
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩										-	
新 株 の 発 行	1,229	1,229		1,229						2,459	
剰 余 金 の 配 当							△25,446	△25,446		△25,446	
当 期 純 利 益							79,077	79,077		79,077	
自己株式の取得									△20,000	△20,000	
自己株式の処分			△3,448	△3,448					25,819	22,371	
自己株式の消却			△56,713	△56,713					56,713	-	
利益剰余金から資本剰余金への振替			60,162	60,162			△60,162	△60,162		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	1,229	1,229	-	1,229	-	-	△6,530	△6,530	62,532	58,461	
当 期 末 残 高	23,644	19,842	-	19,842	570	833	313,972	315,377	△6,277	352,587	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	15,381	△3,208	12,172	300	306,599
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					-
新 株 の 発 行					2,459
剰 余 金 の 配 当					△25,446
当 期 純 利 益					79,077
自己株式の取得					△20,000
自己株式の処分					22,371
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	165	△1,979	△1,814	△145	△1,959
当 期 変 動 額 合 計	165	△1,979	△1,814	△145	56,501
当 期 末 残 高	15,546	△5,187	10,358	154	363,100

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

顧客へのサービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間(原則5年)に基づく定額法を採用しています。

その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) コンサルティングサービス

コンサルティングサービスの主な内容は経営・事業戦略及び組織改革等の立案・実行を支援する経営コンサルティングのほか、ITマネジメント全般にわたるシステムコンサルティングです。

上記に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。

(2) 開発・製品販売

開発・製品販売のうち、開発の主な内容は、システム開発(設計・開発・テスト工程を含む一連の工程)及びシステム保守(機能追加・機能改善・システム維持管理等)です。また、製品販売の主な内容は、当社が独自に開発したパッケージソフトの販売です。

開発に係る収益は、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。製品販売に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

(3) 運用サービス

運用サービスの主な内容は、アウトソーシングサービス(顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・PC・ネットワーク等インフラの管理等)、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記に係る収益は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。

(4) 商品販売

商品販売の主な内容は、ハードウェア(サーバ、ストレージ等)の販売及びソフトウェアの販売です。

上記に係る収益は、支配が顧客に移転したときに認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ソフトウェア	67,818百万円
ソフトウェア仮勘定	21,475百万円
開発等未収収益	45,389百万円

1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価における回収可能価額については、資産又は資産グループを識別した上で、当該資産又は資産グループにおける正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を回収可能価額として算定しています。正味売却価額算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資産又は資産グループの使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。
2. 収益を一定期間にわたり認識する場合のうち、契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一の役務が継続して提供される取引以外は、次の2つの要素について信頼性をもって見積もります。
 - ・ 履行義務に配分される取引価格
 - ・ 報告期間の末日現在の進捗度

これらの2つの要素について信頼性をもって見積もることができる場合に、これに応じて報告期間の収益及び原価を認識しています。報告期間の末日現在の進捗度は、原則としてプロジェクトごとの見積総原価に対する、各報告期間の末日までの実際発生原価の割合に基づき算定しています。また、契約の見積総原価は顧客要請の変更等により、作業工数が当初の見積りから増減する場合があります。適時、適切に見積総原価の見直しを行います。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	65,741百万円
2. 保証債務	
子会社の金融機関からの借入金及び家賃について保証しており、保証極度額は次のとおりです。	
Australian Investment Exchange Limited	18,567百万円
Core BTS, Inc.	6,677百万円
NRI Australia Limited	3,866百万円
NRI Australia Holdings Pty Ltd	2,822百万円
Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	1,741百万円
Nomura Research Institute Consulting and Solutions India Private Limited	244百万円
	計 33,920百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く。)	
短期金銭債権	9,356百万円
長期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	12,826百万円
長期金銭債務	1,642百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	売上高	68,482百万円
	仕入高	79,705百万円
営業取引以外の取引による取引高	収益	15,553百万円
	費用	21百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当年度末における自己株式の数 1,959千株

(注) 当年度末にNRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式はありません。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生は、減価償却費等、退職給付引当金、賞与引当金繰入額に係る税効果であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用です。

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	野村ホールディングス(株)	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 10.9 間接 11.6	システム開発・製品販売及び運用サービス等の提供 役員の兼任等無	システム開発・製品販売及び運用サービス等の提供 (注)1	50,190	売掛金及び開発等未収収益	6,045

(注) 1. 取引の条件は、システム開発・製品販売及び運用サービス等に係る費用を勘案の上交渉し、一般的取引条件と同様に決定しています。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	NRIセキュアテクノロジーズ(株)	東京都千代田区	450	情報セキュリティに関するアウトソーシングサービス及びコンサルティングサービス	(所有) 直接 100.0	役員の兼任等 1名	資金の預り (利息の支払) (注)1	△1,072 (2)	関係会社預り金	7,158
子会社	(株)だいがう証券ビジネス	東京都江東区	8,932	証券事業に関するBPOサービス	(所有) 直接 100.0	役員の兼任等 1名	資金の預り (利息の支払) (注)1	- (5)	関係会社預り金	10,000
子会社	Nomura Research Institute Holdings America, Inc.	アメリカ合衆国ニューヨーク	1,602	北米事業会社の統括	(所有) 直接 100.0	役員の兼任等 無	資金の貸付 資金の回収 (利息の受取) (注)3	13,285 14,033 (350)	関係会社貸付金	11,965
子会社	NRI Australia Holdings Pty Ltd	オーストラリア連邦シドニー	74,598	豪州事業会社の統括	(所有) 直接 100.0	役員の兼任等 1名	出資金の払込 (注)2	10,076	-	-
子会社	Australian Investment Exchange Limited	オーストラリア連邦シドニー	4,215	証券事業に関するBPOサービス	(所有) 間接 100.0	役員の兼任等 無	債務保証 (注)4	18,567	-	-

(注) 1. 当社グループにおける資金の集中管理を目的としたものであり、取引金額は前年度末時点との差し引き金額を記載しています。また、当該取引により発生する利息は、市場金利を参考に決定しています。

2. 出資金の払込は、子会社が行った増資を引き受けたものです。

3. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

4. 債務保証は、当座貸越契約に対する保証です。なお、取引金額は、保証債務の極度額を記載しています。また、保証料は受け取っていません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	此本臣吾	-	-	会長兼社長	(被所有) 直接 0.1	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	300	-	-
役員	深美泰男	-	-	副会長	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	40	-	-
役員	赤塚庸	-	-	副会長	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	40	-	-
役員	安齋豪格	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	73	-	-
役員	江波戸謙	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	91	-	-
役員	舘野修二	-	-	取締役	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	120	-	-
役員	西村元也	-	-	監査役	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1	8	-	-
役員	林滋樹	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	123	-	-

種 類	氏 名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員	増 谷 洋	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	83	-	-
役員	竹 本 具 城	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	89	-	-
役員	立 松 博 史	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	68	-	-
役員	嵯峨野 文 彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	101	-	-
役員	久 保 並 城	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	54	-	-
役員	西 本 進	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	96	-	-
役員	須 永 義 彦	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	54	-	-
役員	桧 原 猛	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 権利行使(注)1 及び 金銭報酬債権 の払込み(注)2	43	-	-

種 類	氏 名	所在地	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員	柳 澤 花 芽	-	-	執行役員	(被所有) 直接 0.0	-	金銭報酬債権 の払込み(注)2	32	-	-

- (注) 1. 上記の取引金額は、当年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株数に行使価額を乗じた金額を記載しています。なお、監査役のストック・オプションは、監査役就任前に付与されたものです。
2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(4) 兄弟会社等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	野村證券(株)	東京都 中央区	10,000	証券業	(被所有) 直接 0.2 間接 -	役員の兼任等 無	第三者割当 による自己株式 の処分(注)1	16,007	-	-
							為替予約 (注)2	99,326	その他の金 融負債	501

- (注) 1. 自己株式の処分金額は、市場価格に基づいて決定しています。
2. 為替予約の取引条件については、契約時の為替相場等に基づいて決定しています。なお、取引金額には契約額の累計を記載しています。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 613円40銭
2. 1株当たり当期純利益金額 133円59銭

(注) N R I グループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しています。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は670千株、期末株式数はありません。

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。なお、同日公表している「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の再導入について」においても、180億円を上限とする市場買付けを実施することを決議しています。株価への影響を考慮して、取得期間に差を設けます。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得株式の総数 | 20,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.38%) |
| (3) 取得株式の総額 | 50,000百万円(上限) |
| (4) 株式の取得期間 | 2023年5月17日から2023年11月30日 |
| (5) 株式の取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け(ただし、2023年5月29日から2023年7月27日までの間と当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)) |

(注) 自己株式には、NRIグループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません(以下、同じ。)

2023年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	591,693,073株
自己株式数	1,959,169株

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の再導入)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)(以下「本プラン」という。)の再導入を決議しました。

1. 本プランの導入目的

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、長期経営ビジョン「NRI Group Vision 2030」の実現に向けた全社的な取組みを進め、当社の持続的成長を促すとともに、従業員の福利厚生の実現を図ることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、N R Iグループ社員持株会(以下「持株会」という。)に加入する全ての従業員(連結子会社の従業員を含む。以下同じ。)を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「N R Iグループ社員持株会専用信託V2030」(以下「本信託」という。)を設定し、本信託は、持株会が今後2年10か月間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、本信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われ、信託終了時点で本信託内に当社株式が残存した場合には、当該当社株式が残余財産として受益者適格要件を充たす者に分配されます。なお、当社は、本信託が当社株式を取得するために行った借入を保証することになるため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損等相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : N R Iグループ社員持株会専用信託V2030
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者 : 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至る。)
- (5) 信託契約日 : 2023年5月29日
- (6) 信託の期間 : 2023年5月29日～2026年3月12日
- (7) 信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件 : 受益者確定手続開始日(借入が完済された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者(但し、本信託契約の締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年退職、転籍又は役員への就任等によって会員資格を喪失したことにより持株会を退会した者を含む。)を受益者とします。

4. 本信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得株式の総額 : 18,000百万円(上限)
- (3) 株式の取得期間 : 2023年6月1日～2023年7月27日
- (4) 株式の取得方法 : 東京証券取引所における市場買付け

[その他の注記]

追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生の拡充等により当社の持続的成長を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しています。

同プランは、N R Iグループ社員持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであり、同プランを実施するため当社は2021年3月にN R Iグループ社員持株会専用信託(以下この項において「持株会信託」という。)を設定しました。持株会信託は、信託の設定後2年間にわたりN R Iグループ社員持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、あらかじめ一括して取得し、N R Iグループ社員持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。株価が上昇し信託終了時に持株会信託内に利益がある場合には、従業員に金銭が分配されます。なお、当社は持株会信託が当社株式を取得するために行った借入れについて保証しており、信託終了時に借入債務が残っている場合には保証契約に基づき当社が弁済することになります。

会計処理については、期末における持株会信託の資産及び負債を当社の貸借対照表に計上し、持株会信託が保有する当社株式については、持株会信託の帳簿価額で純資産の部の自己株式に計上します。持株会信託における利益は、将来精算されることになる仮勘定として負債に計上します。持株会信託が損失となる場合は、将来精算されることになる仮勘定として資産に計上した上で、信託終了時に借入債務が残ることが見込まれるときは引当金を計上します。

当該持株会信託は保有する株式の売却完了により2023年1月に終了しています。持株会信託が借入債務を完済し、当社による保証債務の履行はありません。

(注) 記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たりの数値は、表示桁未満の端数を四捨五入しています。